

外国人材日本語習得支援補助金の申請の受付を開始します！

長野県では、県内に事業所を有する中小企業等の外国人材の定着・活躍の促進を促進するため、中小企業等が雇用する外国人の日本語能力向上につながる取組を支援する補助金の受付を開始します。

1 事業概要

■補助対象者の要件

県内に本社又は主たる事務所を有し、県内で外国人材（技能実習生）を雇用する中小企業等
※会社法上の会社のほか、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等を含む

■補助対象事業

県内の中小企業等が自社の外国人従業員に行う日本語能力向上のための日本語学習事業
（日本語能力の熟達度 A2 相当以上を目指すもの）

対象経費：日本語教室の開催経費(講師謝金、旅費、会場使用料、通信費、消耗品費、委託料、通訳料)

日本語教室の受講経費（受講料、旅費）

■補助内容

【補助率・補助額】 補助率 2分の1 以内、上限 15 万円/事業者

【補助対象期間】 令和 8 年 6 月 23 日（火）～令和 9 年 2 月 19 日（金）

2 申請方法

長野県ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の書類提出先までメール、持参または郵送してください。

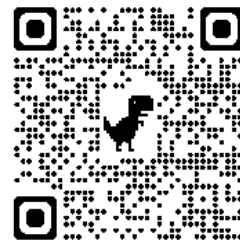
■書類提出先

〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所の記載不要）

長野県産業労働部産業人材育成課人材育成支援係

TEL：026-235-7202

メールアドレス：jinzai2@pref.nagano.lg.jp



【申請書類はこちら】

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 産業人材育成課人材育成支援係
宮本、奥田

電話 026-235-7202（直通）
026-232-0111（代表）内線 2995

E-mail jinzai2@pref.nagano.lg.jp